

愛媛県における下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等に係る取組みについて

本県においては、平成3年2月5日に建設省（現 国土交通省）が策定した「建設産業における生産システム合理化指針」に掲げる遵守事項等について指導・徹底を図るため、建設業者に対して立入検査等を行い、見積りや契約の方法、支払期日、手形払と現金払の比率、手形期間等、元請下請関係の適正化に向けた指導を行うとともに、次のような取組みを行ってきたところである。

①社会保険加入対策及び法定福利費の確保

全ての県発注工事において、平成29年10月からは従来の元請及び一次下請に加えて、二次下請以下の建設企業も社会保険等加入企業に限定し、また、昨年6月からは、受注者に対して法定福利費内訳書の提出を義務付けるなど、保険加入の推進・支援を通じた建設労働者の就労環境の改善と適正な競争環境の整備に努めている。（建設業の許可・更新申請に際して、適切な社会保険に加入していることが許可要件であるとともに、施工体制台帳の記載事項として、工事に従事する者に関する事項（いわゆる「作業員名簿」）に、工事に従事する者の社会保険の加入状況等が記載事項となっている。）

②請負代金の円滑な支払

県及び県内20市町発注の公共工事について、中間前払金制度が導入済みであることを踏まえ、制度を適用された工事で、元請負人が同制度を積極的に活用することにより、下請負人への支払の適正化に配慮いただいているところである。加えて、国や県、一部市町の工事については「地域建設業経営強化融資制度」や「下請セーフティネット債務保証事業」による資金調達も可能となっており、元請負人がこれらを活用することによって、下請負人への適正な支払にも配慮いただいているところである。

なお、下請代金を手形等で支払う場合、本年11月1日以降に交付される手形期間が60日を超える手形を、建設業法第24条の6第3項の「割引困難な手形」に違反するおそれがあるものとして指導対象となることに留意すること。

③技術者の配置など適正な施工の確保及び工事現場における安全管理

法令等を遵守した適正な施工を通して、建設生産物の安全性や品質を確保することは、建設業者の基本的責務であるが、県内の工事現場において、近年、主任技術者等が適正に配置されていない事例が散見されているほか、死亡事故の発生も相次いでいることから、施工管理や安全管理のより一層の徹底を業界団体への通知等で要請している。

国通知の主な変更点（前回通知（R5.12.1）からの追加等）

○下請負人が建設工事の注文者に交付する見積書について

- ・ 建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するため、不可欠な経費（法定福利費等）を見積書に記載すること。

○原材料費等の高騰を踏まえた適正な請負代金の設定と適正な工期の確保について

- ・ 価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更及び請負代金の変更額の算定方法に関する定めを契約書面に記載すること。
- ・ 請負代金に影響を及ぼす事象が発生するおそれがある場合は、受注者から注文者に対し請負契約の締結前までにその旨を通知しなければならず、当該事象の発生後受注者が請負代金の変更協議を申し出た場合、注文者は誠実に応じること。

○社会保険加入の徹底と一人親方との取引等の適正化について

- ・ 下請負人が必要経費を十分含んだ請負代金で一人親方と書面にて契約を行うよう徹底すること。

○適正な労務費、法定福利費及び安全衛生経費等の確保について

- ・ 発注者と受注者のそれぞれが「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿った行動を行うこと。
- ・ 「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、下請企業から元請企業に対して提出する見積書に安全衛生経費を内訳明示し、安全衛生経費が適切に支払われるよう取り組むこと。

○建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等について

- ・ 受注者は、契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りを作成し、発注者に提出するよう努め、発注者はその内容を確認し尊重すること。

○適切な下請代金の支払について

- ・ 60日を超える手形は「割引困難な手形」に違反するおそれがあるものとして指導対象となることに留意すること。

○技能労働者への適切な賃金の支払について

- ・ 国土交通省と建設業団体との意見交換会において、技能者の賃上げについて「5%を十分に上回る上昇」を目標とすることを申し合わせ、総理大臣から、申合せに沿った賃上げの強力な推進をお願いしている。

○インボイス制度開始後の免税事業者との適正な取引について

- ・ 下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について、下請負人と十分な協議を行い、双方対等な立場における合意に基づいて取引価格を設定すること。